にかほ市農地賃借料情報

令和７年１月から１２月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a 当たり）は、以下のとおりとなっています。この農地賃借料情報は、農地法第 52 条に基づき毎年公表するものです。

（10a 当たり：円）

農地別・地域別		平均額	最高額	最低額	データ数(筆数)	備考
水田	象潟	6,135	18,000	1,029	946	
	金浦	7,361	13,000	2,000	218	
	仁賀保	7,294	25,000	2,000	595	
畑地	市全体	9,965	12,000	2,431	17	

※データ数は集計に用いた件数です。

※1 円/未満の契約は除外しています。

※農作用に賃貸借された場合、賃借料は低めに設定される傾向がありますが、それも含んだ平均額です。

※農地の貸し借りを行う場合は、賃借料情報を目安とし、水稲の収穫量や圃場条件等を踏まえたうえで、最終的には当事者間の話し合いにより賃借料を決定してください。

※契約期間の途中であっても農地法第 20 条第 1 項の規定により、双方が合意した場合は賃借料を変更することができます。